

# 第45回衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査のお知らせ

## 投票日 8月30日(日)

発行・問合せ 安平町選挙管理委員会事務局 ☎2511

### 選挙期日

公示日

8月18日(火)

期日前投票期間

衆議院議員総選挙

8月19日(水)～29日(土)

最高裁判所裁判官国民審査

8月23日(日)～29日(土)

投票時間 8時30分～20時

投票日

8月30日(日)

投票時間 7時～20時



平町へ転入し、転入手続きを済まされた方

### ②年齢要件

平成元年8月31日までに生まれた方

※転出される方でも、安平町から投票所入場券が届いた場合は、安平町での投票となります。

※「住所要件」に記載されている年月日以降に安平町へ転入された方で、前住地の市区町村の選挙人名簿に登録されている方は、前住地で投票することができます。

### ■投票所入場券の配布

投票所入場券は、各世帯ごとにまとめて送付します。間違いや不審な点がございましたら、お手数でも安平町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

なお、送付された投票所入場券を紛失されても、本人であることが確認できれば投票できますので、身分を証明できる物(免許証や保険証など)をご持参のうえ、投票所又は期日前投票所へお越しください。

※投票所入場券に記載される投票区と投票所については、

一覧表として次ページに掲載しています。

### ■投票の方法

衆議院議員総選挙(小選挙区選挙・比例代表選挙)と最高裁判所裁判官国民審査とがあります。

(1)衆議院議員総選挙・小選挙区選挙

桃色の投票用紙に候補者の氏名を記入して投票します。

(2)衆議院議員総選挙・比例代表選挙

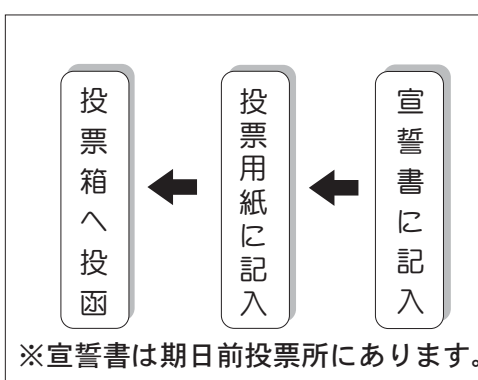
浅黄色の投票用紙に政党名を記入して投票します。

(3)最高裁判所裁判官国民審査  
白色の投票用紙に記載されている裁判官の中から、辞めさせたい裁判官がいる場合には、その裁判官に×印を、辞めさせたい裁判官がいないう場合には何も書かずに投票します。

### ■期日前投票について

期日前投票制度とは、投票日当日に次のような理由で投票所に行くことができない場合に、投票日前であっても選挙期日と同様に投票を行うことができる制度です。

①冠婚葬祭などの予定がある方、②レジャーや仕事、旅行で投票日に町内にはいない方、③病気、ケガ、妊娠などの理由で投票日に投票所に来られない方④交通の不便な場所に住む方やそこに滞在中の方。  
※投票日に選挙権を有することになる方(20歳になる方)で、期日前投票期間には選挙権を有しない方(19歳の方)については、不在者投票になりますのでご注意ください。



### 期日前投票所の開設期間

8月19日(水)～8月29日(土)

※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票ができるのは、8月23日(日)からとなります。

### 期日前投票所の開設時間

8時30分～20時

### ■投票できる方

投票日において引き続き安平町の住民基本台帳に登録され、選挙人名簿に登録されている方で、次の①と②のいずれの要件にも該当する方は安平町で投票することができます。

### ①住所要件

平成21年5月17日までに安